

I 概要

派遣先 : Davis Polk & Wardwell LLP (New York Office)

派遣期間 : 2017 年 7 月 5 日～7 月 21 日

II 業務内容

1. はじめに

Davis Polk & Wardwell LLP (DPW) のニューヨークオフィスにて 2017 年 7 月 5 日から 21 日までの間、Non DPW Consultant という肩書きで研修させていただきました。DPW では、Financial Institution Group (FIG) のフロアに個室を与えていただき、FIG のヘッドである Randall Guynn 先生の下で様々な業務に携わる機会をいただきました。



2. 個別の案件について

①外国金融機関に関する案件

米国には、FRB、OCC、FDIC、SEC 等といった非常に多くの金融監督機関が存在し、様々な観点から監督規制が行われています。そのなかでも、数多くの外国の金融機関(日本の金融機関も含む)が懸念している問題として Bank Holding Company Act (BHC 法) の下、FRB によって別の企業を Control しているとみなされないかというものがあります。

ある企業(A 社)が、別の企業(B 社)を Control しているとみなされると、B 社の事業活動に BHC 法の下で様々な規制がかかります。議決権比率や取締役会に派遣している割合などの一定の基準を満たせば、Control しているとみなされますが、これらの基準を満たしていない場合でも様々なファクターを考慮して Control しているとみなされる事があるため、非常に難しい判断を迫られます。この Control しているとみなされるかが問題となった事案に関与させていただき、様々なリサーチ等の補助作業を行いました。

他にも BHC 法の下で、Qualified Foreign Banking Organization (QFBO) に該当する金融機関が、Regulation K の要件を満たし、投資を行う事ができるかといった案件についても同様に過去の資料を共有して頂き、リサーチ等の補助作業を行いました。

②CD 発行案件

企業が CD (Certificate of Deposit) の発行を行う案件について、その開示資料を作成するチームに関与させていただきました。本案件では、その背景にある法制度についての理解を深めると

いうよりも、先生方の仕事の取り組み方から学ぶことが多かったです。本案件を進める過程で、アソシエイトの先生方が一つの文言に関して何通ものメールのやり取りを行って吟味するという事を幾度となく行っており、法律家にとって文言が非常に重要であるという事を改めて感じました。また、大きな法律事務所の中でパートナー、アソシエイトの先生方がどのように役割分担をしているのかといった事も非常に参考になりました。

③M&A 案件

ある日本の企業がクロスボーダーでの M&A を行おうとしている案件について、それに関する様々な資料を共有させていただき、パートナーの弁護士の方と議論する機会を得ました。その際には、英語を自由に使えないという自らの能力不足ゆえに、非常に難しいものがありました。しかし、M&A に関しては、商法の授業や演習を通して学ぶ機会がたくさんあったため、ロースクールで学んだことが直接的に役立ったように思います。また、ロースクールの授業で英文契約書の読み方を教わっていた事もあって、契約書を読んでいる時にも学んだことが直接活かすと実感できる機会が多く、これまで学んできたことに少し自信が持てました。

他にも、一般的に日本の企業は意思決定が非常に遅く、そのことで M&A の機会を逃すことがしばしばある事、アメリカでは Hostile Takeover (敵対的買収) が日本よりも頻繁に起こるといった事を M&A を扱う弁護士の方から伺い、日本と外国との文化の差が M&A の世界にも反映されているのは非常に興味深かったです。

④その他の案件

その他にも、クライアント企業が社債を発行する際に必要な Form S-3 を作成するチームにも関与させていただきました。それと合わせて、当該クライアント企業が SEC に提出している Form 10-K (日本でいう有価証券報告書にあたるもの)に目を通し、Capital Market チームの先生方の働く様子を拝見する事が出来ました。

また、トランプ大統領就任後に金融規制の改革が進められています。そこで、金融規制改革の面白い案件が入るかもしれないため、トランプ大統領の大統領令(Presidential Executive Order)に対する米国財務省の報告書(2017年6月12日)を読んでおくといいいよとわれ、当該報告書も与えていただきました。結局、金融規制改革に関する案件は私が研修中の間に来ることはなかったのですが、それを読む過程で学んだことは非常に興味深かったです。

そもそも米国では、2000年代後期の世界金融危機の反省から Dodd Frank 法が成立し、金融機関が簡単につぶれてしまわないよう FSOC といった金融監督機関を新設し、金融機関への監督が厳しく行われていました。Dodd Frank 法の中には、銀行がリスクのある取引を行わないように一定の投資を制限する Volcker Rule というものも含まれています。しかし、トランプ大統領のもと、Dodd Frank 法の見直しをはじめとした様々な金融規制の改革に関する大統領令が出され、それに対する財務省の報告書は Volcker Rule の改善などを提言しています。DPW でもそれらが改正されて、新たな法的ニーズが発生する事に対処すべく、様々な準備が進められていました。

Ⅲ レポート

1. DPW について

DPW は全世界では 1000 人以上、ニューヨークオフィスだけでも 700 人程度の弁護士が働いていらっしゃる非常に大規模な事務所です。そして、事務所内には、大きなカフェテリアがあり、非常に充実していました。そこでは、多種多様の食事が安価で提供されており、非常に便利でしたし、健康にも気を使った生活がしやすいように感じました。

他にも、サマーアソシエイト向けのプログラムも充実していました。2017 年度は 130 名以上のサマーアソシエイト(主に JD2 年生)を採用しており、サマーアソシエイトとしての採用はほぼ、本採用に近いものであるそうです。彼らは 5 月頃から 10 週間近くの間、1 年目のアソシエイトと同等の給料を頂きながら過ごしているとのことでした。そのサマーアソシエイト向けの講演会やイベント等には、私も同様に参加する機会を与えていただきました。

講演会では Bankruptcy や Civil Litigation 等のプラクティスグループの先生方の経験をお聞きすることができ、その中にはエンロン事件に関与していた方などもおり、非常に興味深かったです。公的な機関での経験がある方のお話を伺う機会もあり、米国司法省やホワイトハウスでの職務経験のある方もいらっしゃいました。法律事務所と Public との繋がりが強い印象を受けました。

イベントには、ヤンキーススタジアムでの観戦、ミュージカル鑑賞、貸切り映画館での映画鑑賞、サマーアソシエイト同士でのスポーツなど様々なものがあり、ニューヨークの娯楽を満喫することができました。

また、講演会やイベント等の際には、米国トップのロースクールの JD 生と関わるという非常に貴重な経験もさせていただきました。

2. 英語について

私はもともと英語が得意ではないうえ、ロースクール在学中は英語に触れる機会がほぼ皆無でしたので、渡米前は非常に不安でした。今となっては、在学中からもっと英語に向き合うべきであつたと反省しています。

研修した感想としては読み書きについてはある程度対応できたように感じました。資料を読む際には、最初は専門用語(上述のような金融監督機関など)があまりに多く、調べながら読むため非常に時間がかかりましたが、何となく専門用語の意味をつかむと、読むスピードはだいぶ上がったように思います。また、毎日何通もメールをやり取りする



機会があるのですが、事務的なメールをする分にはそれほど問題はありませんでした。しかし、案件の詳しい部分に関するメールについては書くのに苦勞する部分もありました。

読み書き以外の対人的なコミュニケーションに関しては、自らの能力不足を痛感しました。会議等で急に話題が飛んでしまった時には、ついていくので精一杯という局面がありましたし、JD 生同士は非常に砕けた英語を話すので、イベント等の際にも聞き取るのに苦勞する場面が多かったです。また、言いたいことはたくさんあるのに伝えられないという局面が幾度となくあり、悔しい思いを何度もしました。

自分が英語でネイティブを相手に仕事をするというレベルに到達するまでには、本当に大きな壁があると感じました。しかし、サマーアソシエイトの中には何カ国語も操る人がいて（なんと日本語を話せる人もいました！）、英語は当然のように要求されています。今の気持ちを忘れず、地道な努力を怠らないように過ごしていきたいと思います。

3. おわりに

今回の研修では、ニューヨークで1ヵ月間生活するというだけでも非日常的ではありますが、それだけに留まらず、ローファームで研修させていただくという経験をさせていただきました。研修が米国の法律実務や英語の勉強に役立ったことはもちろんですが、DPW の弁護士やサマーアソシエイトとたくさん出会い、交流したという事が何にも代えがたい非常に貴重な経験であったと感じます。

また、本プログラムは「国際競争力ある法律家の育成」を目的としていますが、そこに至るまでの道のりの険しさを肌で感じる事が出来ました。要求される英語のレベルの高さもそうですが、それ以外にも教養の深さ、寛容さなど人間としての幅の広さも求められていると感じました。今回の研修をもとにこれからのキャリアをじっくりと考えていきたいと思います。

最後になりましたが、プログラムにご支援いただいた企業の皆様、このような貴重な機会を与えてくださった岩村正彦先生、神田秀樹先生、藤田友敬先生、ビジネスローセンターの川村真理様、そして Randall Guynn 先生をはじめとした DPW の方々に心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

